

◎新潟県告示第461号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。
平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 委託した事務

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条及び第57条に規定する県営住宅使用料及び駐車場使用料の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

弁護士法人 バンビル法律事務所

新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで